

○法務委員会

・内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
5	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 一一、 一二	二、 一一、 一二 (予)	二、 一一、 一八 二、 一一、 一八	二、 一一、 一八 二、 一一、 一八
6	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	ク	一一、 一二	一一、 一二 (予)	一一、 一二 可決	一一、 一八 可決
15※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	ク	三、 二、 八	三、 二、 八 (予)	三、 二、 二六 三、 二、 二六 可決	三、 二、 二、 二五 可決
16※	罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案	ク	二、 八	二、 一九 (予)	四、 九 四、 九 修正	三、 二、 二、 二二 可決
64	司法試験法の一部を改正する法律案	ク	三、 四	三、 四 (予)	四、 一六 四、 一七 可決	三、 一九 三、 二七 可決
66	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案	ク	三、 八	四、 一二 (予)	四、 二五 四、 二六 可決	四、 二二 四、 一八 修正
						衆三、 衆四、 衆四、 衆九、 衆二、 衆一、 衆意

(注) ※は予算関係法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成二年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例

に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与と弁護士収入との格差、初任給調整手当の見直し、裁判官及び検察官の欠員状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、お

おむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成二年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

前ページ参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事補の員数を五人増加し、六百八人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十八人増加し、

二万千四百五十四人に改める。

三、この法律は、平成三年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十八人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、判事補等を増員する理由、裁判所職員の欠員状況、裁判所調査官制度の実態等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科

料の額等が現在の経済事情に適合せず、これら財産刑の刑罰としての機能が低下していることにかんがみ、消費者物価及び労働者賃金の上昇率等を勘案して、刑法等に定める罰金及び料料の額等を原則的に現行の二・五倍に改定した上、関連する手続的な整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、罰金の寡額を一万円に、料料の額を千円以上一万円未満に引き上げた上、刑法の罪について定める罰金の多額を原則的に現行の二・五倍に改定し、多額が低い一部の罪に関しては多額の最下限を十万円まで引き上げる。また、刑の執行を猶予することのできる罰金の最高額を五十万円に引き上げる。刑法に合わせて、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律についても同様に罰金の多額を引き上げる。

二、刑法ほか二法の罪以外の罪で罰金多額が二万円に満たないものについては一律にこれを二万円に、罰金寡額が一万円に満たないものについては一律にこれを一万円に引き上げるほか、命令への罰金の委任の限度額についても二万円に引き上げる。

三、刑事訴訟法が定める罰金及び過料の多額を十万円に引き上げ、併せて勾留及び逮捕が制限される罪の基準とな

る罰金の額、公判期日における被告人の出頭義務及びその免除の基準となる罰金の額並びに略式命令が許される罰金の限度額をそれぞれ二・五倍に改定するほか、未決勾留日数に関する一日の法定通算の基準となる罰金額を四千円に引き上げる。

四、交通事件について即決裁判をすることができる罰金の最高額を五十万円に引き上げる。

五、条例に罰則を設ける際、定め得る罰金額の最高限度を百万円に引き上げる。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

修正要旨

罰金又は料料を減輕した際に一銭未満の端数が生じた場合これを切り捨てる旨の刑法第七十条第二項を削るものがある。

委員長報告

ただいま議題となりました罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科料の額等が現在の経済事情に適合せず、これら財産刑の刑罰としての機能が低下していることにかんがみ、消費者物価及び労働者賃金の上昇率等を勘案して、刑法等に定める罰金及び科料の額等を原則的に現行の二・五倍に引き上げるとともに、これに関連する手続的な整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、罰金制度の意義と限界、罰金の徴収手続、特別法等における罰則との区別、刑法第七十条第二項の存在意義等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院の各派及び各派に属しない議員紀平梯子君を代表して福田理事より刑法第七十条第二項を削除する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、罰金刑制度のより適正かつ合理的見直し等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する状況になっており、法曹の後継者を適切に確保・養成する上で多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないように配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、司法試験管理委員会は、司法試験における状況に照らして必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定める方法によることができることとする。

二、第二次試験における論文式試験及び口述試験の試験科

目のうち非法律選択科目を廃止する。

三、この法律は、平成四年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないように配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであります。

委員会におきましては、司法試験の近時の実態、法曹養成制度の在り方と諸外国との比較、任官希望者を増やすための方策等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、司法試験・法曹養成制度の見直し等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、終戦前から引き続き我が国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、これら対象者のうち、日韓特別法に基づく協定永住者など本法施行前からすでに永住許可を受けている者等については、特別永住者として本邦で永住できるものとする。

二、これら対象者のうち、本法施行後に出生した者及び本法施行前から引き続き在留する者のうち定住者等の在留資格をもって在留する者等については、申請に基づき法務大臣の許可を受けて、特別永住者として本邦で永住で

きるものとする。

三、特別永住者に対しては、内乱、外患若しくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪又はこれに準ずる重大な罪を犯した者に限り、本邦からの退去を強制できることとする。

四、特別永住者については、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り、在外公館での延長を許可できることとするとともに、当該許可を受けて本邦に上陸する際には、入管法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、法務大臣が、特別永住者に対する再入国許可の規定の適用に当たり、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする規定を追加する修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、終戦前から引き続きわが国に居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人及び台湾人並びにその子孫を対象として、その歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、その法的地位をより一層安定させるため、出入国管理及び難民認定法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、退去強制の要件、再入国許可の有効期間等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。